### 様式1(G-MIS様式)

				事業報告書	
医療法人	番号			一般29	
報告期間		自		令和4年4月1日	
		至		令和5年3月31日	
1 事業報告	書の概要	<u>i</u>		•	
	(1)	名称		社会医療法人春回会	
	,		1)	社団(出資持分なし)	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) につい
		分類②	2	社会医療法人	
			3)	基金制度不採用	
	(2)	事務所の所在地が開発しています。	<del> </del>	長崎県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事
		市区町	<u></u> 町村	長崎市	務所を記載すること。
		町名・	·番地	宝町6番8号	
				従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日		昭和33年11月29日	
	(4)	設立登記年月日		昭和33年12月18日	
	(5)	理事長の氏名  姓		井上	
	(-)			健一郎	
		では、			
		役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要	<del></del> 要	INTO COLOR DE LA PARTICIONA DEL PARTICIONA DE LA PARTICIONA DE LA PARTICIONA DE LA PARTICIO		<u> </u>	<del></del>
	(1-1)	本来業務(病院、診療所)		記載はこちら	
		本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)		記載はこちら	
	(2)	附带業務		記載はこちら	
	(3)	収益業務		記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した	た事項	<u>記載はこちら</u>	
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保
	(7)	当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設		記載はごちら	健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、 診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		<u>記載はこちら</u>	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他		記載は25 <u>6</u>	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又は リース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任 意)

様式1:1-(2)(G-MIS様式)

	事業報告書										
(2) 従たる事績	(2) 従たる事務所の所在地										
都道府県	市区町村	町名·番地	建物名								
長崎県	長崎市	宝町6番12号									
長崎県	西彼杵郡時津町	元村郷800番地									
長崎県	長崎市	出島町12番23号									
長崎県	長崎市	目覚町7番2号	HCS長崎ビル6F								
長崎県	長崎市	葉山1丁目28-15	S&B葉山ショッピングプラザビル5F								
長崎県	西彼杵郡長与町	高田郷2101番地1									
長崎県	西彼杵郡長与町	高田郷2357番地1									
長崎県	西彼杵郡時津町	日並郷1052番地9									

様式1:1-(5)(G-MIS様式)

#### 事業報告書 1-(5) 役員及び評議員 役職 姓 名 備考 瀬戸 牧子 理事 長崎北病院 副院長 理事 浩一朗 ШШ |経営有識者(山田屋商店代表) 理事 佐々木 達也 経営有識者(東美代表) 佐藤 聡 理事 長崎北病院 管理者 理事 吉嶺 裕之 井上病院 管理者 理事 瀬戸 在宅支援センター 管理者 理事 北條 美能留 出島病院 管理者 高橋 淳 理事 春回会クリニック 管理者 監事 千住 雅博 医師 (雄博会理事長) 監事 長 英一郎 |経営有識者(東日本税理士会 公認会計士)

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の 医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
  - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを 記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
  - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

### 事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

				許可病床数					
種類	施設の名称	指定管理	開設場所	所 一般病床 療養病床 医療保険 介護保険 精		精神病床	病床 感染症病床	結核病床	
病院	井上病院		長崎県長崎市宝町6番12号	112床					
病院	長崎北病院		長崎県西彼杵郡時津町元村郷800番地	160床	39床				
病院	出島病院		長崎県長崎市出島町12番23号	37床					
診療所	春回会クリニック		長崎県長崎市目覚町7番2号						

- 注)1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## 事業報告書

### 2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	開設場所	入所定員	通所定員
					·

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## 様式1:2-(2)(G-MIS様式)

# 事業報告書

2-(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーションひまわり		長崎県長崎市1丁目28-15 S&Bショッピングプ	ラザ5F
ケアプランセンターひまわり		長崎県長崎市1丁目28-15 S&Bショッピングプ	ラザ5F
ヘルパーステーションめざめ		長崎県長崎市1丁目28-15 S&Bショッピングプ	ラザ5F
有料老人ホーム春の家 ながよき	· 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2101番地1	
有料老人ホーム春の家 ゆりの		長崎県西彼杵郡長与町高田郷2357番地1	
有料老人ホーム春の家 とぎつ		長崎県西彼杵郡時津町日並郷1052番地9	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

# 事業報告書

2-(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

(-)		
種類	実施場所	備考
不動産賃貸	長崎県長崎市目覚町7番2号HCS長崎ビル4階	

				事業報告	==	
2 (4) 光雲	変会計年度内に社員総会又	7.4.预销昌全运销办立4.0	きた東頂	于未刊C	- H	
2-(4) 当記		議決又は同意した事項	思した事項			
	4年6月28日	令和4年度決算報告				
	5年3月29日	令和5年度予算案、借入	金限度額承認			
	亥会計年度内に発行した医療		_			
発行組 申込!		申込期間 (開始日) 申込期間 (終了日)	利率 払込期日	— 資金使途	償還方法 償還期限	医療機関債を引き受けた医療法人名
中区	<b>≠</b> 1⊻	中心知间 (12)	拉及新口		1貝送州収	
						_
				償還の方法及び期限を記載すること。	なお、発行要項の写しの添	付に代えても差し支えない。
		11 to A (= 11 - 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	- 1 A + A			
医療	幾関債を医療法人が引き受	けた場合には、当該医療法	人名を全て明記すること			

2-(ら) 当然会計・原内に関入した医療機関情 医療機関機関がは3月度の影響がありた。連続にする影響を構持・向上するためだ必要である理由 (関連機関係名 第行元医療法人名 類入機額 類認期間 (開始日へ終了日) (関連機関係名 第行元医療法人名 類入機額 類認期間 (開始日へ終了日) (関連機関の係名 第行元医療法人名 類人機額 類認期間 (開始日へ終了日) (日本 日本 日												
これらの医療機関が地域における医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由    医療機関債名   発行元医療法人名   購入総額   債選期間 (開始日~終了日)     注:   1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関値の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を経続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関値名、発行元医療法人名、購入総額及び債選期間を記載すること。なお、契約書文は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。												
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由  医療機関債名 発行元医療法人名 購入総額 債選期間 (開始日~終了日)  注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。		医療機関債の発行により資産の関	取得が行われる医療機関と	同一の二次医療圏	内に自らの医療機関を有しており、							
医療機関債名 第行元医療法人名 購入総額 償還期間 (開始日~終了日)  注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。		これらの医療機関が地域における	医療機能の分化・連携に資	資する医療連携を行っ	っており、							
医療機関債名 第行元医療法人名 購入総額 償還期間 (開始日~終了日)  注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。												
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	18 - 1											
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設		医病機則 佳力	<b>桑仁二庆病汁</b> 1. <i>A</i>	R# 1 4公☆5								
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設		医療機関傾名	<b>発行</b> 元医療法人名	<b>購入総</b> 額								
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設												
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設		注)	<u>I</u>			I						
り、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。  2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。  2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設			法人は 医療機関債の発	行により資産の取得	が行われる医療機関と同一の一次医療圏	内に自らの医療機関を有し	ており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行ってお					
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設						I NELL JOSEPH MINISTERIO						
2-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設						D写Lの添付に代えても美し	し支えない。					
		2. 两八0亿四次风风风风	1176区がスクマロマスサノマル		出来 グロー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラ	0×700v					
日付開設(許可を含む)した主要な施設	2-(7	) 当該会計年度内に開設(許可	]を含む) した主要な施設									
		<u> </u>	開設(許可を含む)し	た主要な施設								

	9の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容	
注)全ての指定内容に	ついて記載しても差し支えない。	
2-(9) その他	<del>_</del>	
日付	記載事項	
	こ行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

#### 貸借対照表 令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(単位:千円)
資産の部	A pt	負債の部	A #7
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,716,241		2,231,615
現金及び預金	1,778,296	支払手形	C
事業未収金	1,880,953	買掛金	156,389
有価証券	0	短期借入金	1,306,000
たな卸資産	54,281	未払金	19,733
前渡金	0	未払費用	223,645
前払費用	674	未払法人税等	171
その他の流動資産	2,037	未払消費税等	239
		前受金	0
		預り金	359
		前受収益	255
		その他引当金	257,032
		その他の流動負債	267,793
Ⅱ 固定資産	5,071,295 I	I 固定負債	1,348,635
1 有形固定資産	4,501,355	医療機関債	
建物	1,803,429	長期借入金	1,189,950
構築物	53,957	繰延税金負債	
医療用器械備品	344,256	その他引当金	158,685
その他の器械備品	45,163	その他の固定負債	
車両及び船舶	0		
土地	2,100,675		
建設仮勘定	55,235		
その他の有形固定資産	98,641		
		負債合計	3,580,250
		純資産の部	
		科目	金額
		基金	
2 無形固定資産	93,450 I	I 積立金	5,210,971
借地権	18,504	代替基金	
ソフトウェア	72,929	繰越利益積立金	1,714,223
その他の無形固定資産	2,016	その他積立金	3,496,748
3 その他の資産	476,491 I	I 評価·換算差額等	-3,685
有価証券	152,022	その他有価証券評価差額金	-3,685
保有医療機関債	0	繰延ヘッジ損益	,,,,,,
その他長期貸付金	163		
役職員等長期貸付金			
	0		
	0		
長期前払費用			
長期前払費用 繰延税金資産	0		
長期前払費用	0		
長期前払費用 繰延税金資産	0	純資産合計	5,207,286

<sup>(</sup>注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名  $_{\underline{}}$  社会医療法人春回会 所在地  $_{\underline{}}$  長崎県長崎市宝町6番8号

損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:千円)

											(単位:十円)
		科目							金	額	
I	事業損益										
А	、本来業務事業損益										
	1 事業収益										8,330,875
	2 事業費用										
	(1)	事業費							7,098,963		
	(2)	本部費							1,036,551		8,135,514
		本来業務事業利益									195,360
В	附带業務事業損益										
	1 事業収益										502,880
	2 事業費用										473,546
		附帯業務事業利益									29,334
C	) 収益業務事業損益										
	1 事業収益										7,339
	2 事業費用										7,586
		収益業務事業損失									-247
			事	業		利	益	<u>.</u>			224,447
I	事業外収益		-	-1-							,
		受取利息							382		
		その他の事業外収益							3,994		4,376
Ш	事業外費用										
		支払利息							18,114		
		その他の事業外費用							3,974		22,089
			経	常		利	益	ř			206,734
IV	特別利益										
		固定資産売却益									
		その他の特別利益							9,895		9,895
V	特別損失										
		固定資産売却損							23,001		
		その他の特別損失							59,009		82,011
				引 前							134,619
				人税・住				Ź	171		
			法	人税							171
			当	期	純	. 利	益	ř			134,448

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。
  - 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
  - 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

### 様式第三号

法人名 社会医療法人春回会 ※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市宝町6番8号

 財
 産
 目
 録

 (令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額

8,787,536 千円

般 2 9

2. 負 債 額

3,580,250 千円

3. 純 資 産 額

5,207,286 千円

(内 訳) (単位:千円)

			区	分	金	額
A	流動資	産				3, 716, 241
В	固定資	産				5, 071, 295
С	資 産 合	計		(A+B)		8, 787, 536
D	負 債 合	· 計				3, 580, 250
E	純 資	産		(C-D)		5, 207, 286

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 ■ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 ■ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名	社会医療法人春回会
所在地	長崎県長崎市宝町6番8号

※医療法人整理番号	-	一般	2	9
-----------	---	----	---	---

# 関係事業者との取引の状況に関する報告書

#### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

#### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	井上 健一郎	医師	理事長	債務保証	319, 520	_	_
役員	瀬戸 牧子	医師	副理事長	債務保証	319, 520	_	_

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当法人は、独立行政法人 福祉医療機構借入に対して理事長 井上健一郎と副理事長 瀬戸牧子により債務保証を受けております。

#### 監事監査報告書

医療法人春回会 理事長 井上 健一郎 殿

私(注1)は、医療法人春回会の令和4会計年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、 重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告 を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、 貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 18 日 医療法人春回会 監事 千住 雅博 監事 長 英一郎

- (注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2)関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

### 別 表 1

## 医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明 する書類

申請者名: 社会医療法人春回会

住 所: 長崎県長崎市宝町6番8号

以下のとおり相違ありません。

開設する	救急医療等確保事業の	
名 称	所 在 地	別
井上病院	長崎県長崎市宝町 6-12	救急医療
長崎北病院	長崎県西彼杵郡時津町元村郷 800 番地	
出島病院	長崎県長崎市出島町 12-23	
春回会クリニック	長崎県長崎市目覚町 7-2	

### (記載上の注意事項)

- ○「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。
- ○2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- ○「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

# 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人春回会

申請者	台:	理事長	井上 健一郎	

住 所: 長崎県長崎市宝町6番8号

以下のとおり相違ありません。

施設名	井上病院
施設の所在地	長崎県長崎市宝町6番12号
管轄保健所名	長崎市保健所

### 1 診療科目

	内科	消化器内科	呼吸器内科	循環器内科	糖尿病内科	腎臓内科	
科	目	内視鏡内科	人工透析内科	老年内科	神経内科	外科	消化器外科
	• •	大腸・肛門外 科	整形外科	眼科	脳神経外科	放射線科	リハヒ゛リテーション科

### 2 許可病床数

_	般	療	養	結	核	精	神	感到	华 症	合	計
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
54	112									54	112

### 3 構造設備

### (1)総括表(該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施設	設 備 等
☑ 救急医療	□ 集中治療室	□ 分娩監視装置
□ 精神科救急医療	□ 母体胎児集中治療管理室	□ 新生児用呼吸循環監視装置
□ 災害医療	□ 新生児集中治療管理室	☑ 超音波診断装置
□ へき地医療	☑ 診察室 ☑ 手術室 ☑ 処置室	□ 新生児用人工換気装置
□病院	☑ 臨床検査施設 ☑ エックス線診療室	□ 微量輸液装置 □ 保育器
□ へき地診療所	☑ 調剤所 □ 保護室 ☑ 面会室	□ 簡易ベッド □ 携帯用医療機器
□ 周産期医療	□ 専用病床( 床)	☑ 食料 ☑ 飲料水 ☑ 医薬品
□ 小児救急医療	☑ 優先的に使用される病床	☑ 自家発電装置
	□ 備蓄倉庫	✓ トリアージタッグ
	□ ヘリポート(□ 敷地内 □ 近接地)	☑ 救急用自動車
	□ 医師住宅 ☑ 看護師住宅	☑ 広域災害・救急医療情報システム

## (2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県 において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設 へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	□ 診察室 □ 手術室 □ 処置
	室
	□ 臨床検査施設 □ エックス線診療
	室
	□ 調剤所
	□ 病床数 ( 床)
	□ 医師住宅 □ 看護師住宅
	□ 診察室 □ 手術室 □ 処置
	室
	□ 臨床検査施設 □ エックス線診療
	室
	□ 調剤所
	□ 病床数 ( 床)
	□ 医師住宅 □ 看護師住宅
	□ 診察室 □ 手術室 □ 処置
	室
	□ 臨床検査施設 □ エックス線診療
	室
	□調剤所
	□ 病床数 ( 床)
	□ 医師住宅 □ 看護師住宅

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1)総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

## 4 職種別従業員数

職種人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	<b>iii</b>
定員	26		7	8		16	1	125		5	13	7	8	52		56	324
実人員	26		7	8		16	1	125		5	13	7	8	52		56	324
内特殊 関係者	2																

## 5 勤務体制

	体制	昼間(15	時現在)	夜間(3	時現在)	休日(15 時現在)		
	144 市月	専 任	兼任	専 任	兼任	専 任	兼任	
医師	病院内	1	2	2		2		
	オンコール							
内 精神科医(再掲)	病院内							
	オンコール							
内 小児科医(再掲)	病院内							
P:1 719L/行区 (打強)	オンコール							
内 産婦人科医(再掲)	病院内							
P1 /生婦八代区(刊句)	オンコール							
薬剤師	病院内		1			1		
<b>架</b> 削剛	オンコール			1				
沙索拉射維甘師	病院内		1	1		1		
診療放射線技師	オンコール							
臨床検査技師	病院内		1					
四四八八分.百.7人口	オンコール			1		1		
看護師	病院内		2	2		2		
1 成山	オンコール							
合 計	病院内	1	7	5		6		
`□	オンコール			2		1		
内救急医療(再掲)	病院内	1	7	5		6		
(精神科救急医療含む)	オンコール			2		1		
内 周産期医療(再掲)	病院内							
	オンコール							
力 【旧 <del>以</del> 名压床 (三坦)	病院内							
内 小児救急医療(再掲)	オンコール							

## 6 その他の体制

- (1)精神科救急医療の場合のみ
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無(有・無)

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数( 人)(2)災害医療の場合のみ
- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有 (無)

「添付書類(構造設備及び体制)」の記載要領

### 1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院(診療所)毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

- 3 「3 構造設備」
- (1)「(1)総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設 又は設備等の□にチェックすること。
- (2)「(2)災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。
  - ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第 1病棟等)を記載すること。
  - ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載すること。
  - ③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。
    - ※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。
  - ④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床 検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
  - ⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。
- (3)「(3)へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。
  - ① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること(へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1)総括表に記載済みのため記載不要)。
  - ② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制(例えば、病院開院時間における へき地の患者の受け入れ(外来、入院、検査等)の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送で きる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等)を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制(例えば、「担当窓口:〇〇室、対応方法:へき地診療所からの応援要請(へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。)に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など)についても記載すること。

#### 4 「4 職種別従業員数」

- (1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。
- (2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員(以下「設立者等」という。) 又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。
  - ① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 5 「5 勤務体制」

- (1)休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)を指すこと。)の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の(1)の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療(精神科救急医療)、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

# 添付書類1-1 (救急医療)

# 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: 社会医療法人春回会

住 所: 長崎県長崎市宝町6番8号

以下のとおり相違ありません。

病院名	井上病院
病院の所在地	長崎県長崎市宝町 6-12
管轄保健所名	長崎市保健所

### [時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合	äd
初診料の算定件数	20, 268 件	189 件	A	20,457 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	1	件
内 休日加算の算定件数	1,270 件	26 件	2	1,296 件
内 深夜加算の算定件数	1,156 件	37 件	3	1,193 件
内 時間外加算の特例の算定件 数	1,690 件	69 件	4	1,759 件
時間外等加算	割合 {(①+②+③+④) /			20.77 %

### (記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第 一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

### 添付資料

○ 時間外等加算件数明細表

# 時間外等加算件数明細表

## (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6 177 件	56 件	6 233 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	387 件	5 件	392 件
内 深夜加算の算定件数	327 件	12 件	339 件
内 時間外加算の特例の算定件 数	530 件	27 件	557 件

## (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6,866 件	66 件	6,932 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	512 件	13 件	525 件
内 深夜加算の算定件数	461 件	17 件	478 件
内 時間外加算の特例の算定件 数	550 件	23 件	573 件

# (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,225 件	67 件	7,292 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	371 件	8 件	379 件
内 深夜加算の算定件数	368 件	8 件	376 件
内 時間外加算の特例の算定件 数	610 件	19 件	629 件

# (合 計)

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	20,268 件	189 件	20,457 件
内時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	1,270 件	26 件	1,296 件
内深夜加算の算定件数	1,156 件	37 件	1,193 件

内 時間外加算の特例の算定件	1 690 仕	69 仕	1 750 /H
数	1,690 件	69 件	1,759 件

## (記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

# 添付書類1-2(救急医療)

# 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: 社会医療法人春回会

住 所: 長崎県長崎市宝町6番8号

### 以下のとおり相違ありません。

病 院 名	井上病院
病院の所在地	長崎県長崎市宝町 6-12
管轄保健所名	長崎市保健所

## [夜間等救急自動車等搬送件数]

区间等协心自幼牛等成心自然	1	
消防機関の救急自動車による搬送件数	1	2,378件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	2	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	3	件
ヘリコプターによる搬送件数	4	件
合 計		2,378件
3会計年度平均		793 件
直近に終了した3会計年度に含まれる令和3年2月から令和4年3月までの月数 (A)		14 月
直近に終了した3会計年度に含まれる令和4年4月から令和5年3月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。)を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添1中別表1上欄に掲げる月数(A)の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2上欄に掲げる月数(B)の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を750から控除した数 ・ 災害医療については、 別添1中別表3上欄に掲げる月数(A)の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4上欄に掲げる月数(B)の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4上欄に掲げる月数(B)の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数との合計した数を600から控除した数	\$	1,093件
直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数(※)	6	31 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した
日がある場合の基準値(⑤-⑥×2÷3)

1,073件

#### (記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

### ※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

		期間				日数
令和2年	12 月	23 日~	令和3年	F1月	22 日	31 日
年	月	日~	年	月	日	日
年	月	日~	年	月	日	日
年	月	目~	年	月	日	日
年	月	目~	年	月	日	日
年	月	目~	年	月	日	日
 	j.	通算日数	_		_	<u>⑥</u> В

### 添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

※⑤の算式: (A) 1,070件+ (B) 773件=1,843-750=1,093件

(A): 令和3年2月~令和4年3月の14か月実績(B): 令和4年4月~令和5年3月の12か月実績

※ (⑤-⑥×2÷3):1,093件-31日×2÷3=1,073件

## 夜間等救急自動車等搬送件数明細表

## (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	655 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

## (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	950 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

## (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	773 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

# (合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2, 378 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

### (記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

### 社会医療法人認定要件 救急医療

作成日: 2023年5月30日 休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)/初診料算定件数= 20%以上 ※3会計年度平均の実績で判断

#### 夜間休日搬送受入件数=年間750件以上 ※3会計年度平均の実績で判断

		A 初診件数			① 時間外件数			② 休日件数			③ 深夜件数		④ 特例件数		比率 (%)			
	6歳以上	6歳未満	合計	6歳以上	6歳未満	合計	6歳以上	6歳未満	合計	6歳以上	6歳未満	合計	6歳以上	6歳未満	合計	(1)+2+3+ (4)	(①+②+③+ ④) /A (%)	夜間休日搬送 受入件数
2020年4月	507	6	513	0	0	0	13	1	14	20	0	20	47	4	51	85	16.57%	50
2020年5月	489	6	495	0	0	0	54	0	54	24	0	24	39	4	43	121	24.44%	63
2020年6月	592	7	599	0	0	0	23	0	23	32	2	34	51	3	54	111	18.53%	50
2020年7月	574	2	576	0	0	0	47	0	47	39	1	40	47	1	48	135	23.44%	72
2020年8月	652	7	659	0	0	0	39	1	40	39	1	40	74	5	79	159	24.13%	68
2020年9月	597	7	604	0	0	0	63	1	64	34	2	36	55	4	59	159	26.32%	67
2020年10月	684	5	689	0	0	0	25	0	25	33	1	34	75	3	78	137	19.88%	52
2020年11月	588	8	596	0	0	0	28	2	30	27	1	28	48	2	50	108	18.12%	47
2020年12月	536	0	536	0	0	0	29	0	29	17	0	17	20	0	20	66	12.31%	45
2021年1月	62	0	62	0	0	0	10	0	10	4	0	4	5	0	5	19	30.65%	21
2021年2月	355	4	359	0	0	0	21	0	21	31	2	33	31	1	32	86	23.96%	51
2021年3月	541	4	545	0	0	0	35	0	35	27	2	29	38	0	38	102	18.72%	69
2020年度計	6,177	56	6,233	0	0	0	387	5	392	327	12	339	530	27	557	1,288	20.66%	655
2021年4月	477	1	478	0	0	0	35	0	35	21	0	21	38	2	40	96	20.08%	61
2021年5月	531	7	538	0	0	0	46	1	47	31	2	33	51	3	54	134	24.91%	84
2021年6月	560	6	566	0	0	0	32	0	32	48	2	50	52	2	54	136	24.03%	97
2021年7月	600	3	603	0	0	0	63	1	64	53	1	54	62	1	63	181	30.02%	105
2021年8月	586	10	596	0	0	0	27	1	28	36	1	37	47	4	51	116	19.46%	74
2021年9月	537	0	537	0	0	0	32	0	32	40	0	40	51	0	51	123	22.91%	75
2021年10月	604	6	610	0	0	0	28	0	28	42	2	44	40	3	43	115	18.85%	62
2021年11月	616	11	627	0	0	0	66	1	67	35	3	38	41	5	46	151	24.08%	95
2021年12月	583	3	586	0	0	0	55	0	55	43	0	43	45	1	46	144	24.57%	84
2022年1月	616	12	628	0	0	0	60	7	67	45	4	49	39	1	40	156	24.84%	75
2022年2月	545	2	547	0	0	0	47	1	48	27	0	27	33	0	33	108	19.74%	71
2022年3月	611	5	616	0	0	0	21	1	22	40	2	42	51	1	52	116	18.83%	67
2021年度計	6,866	66	6,932	0	0	0	512	13	525	461	17	478	550	23	573	1,576	22.74%	950
2022年4月	630	3	633	0	0	0	20	0	20	33	1	34	50	3	53	107	16.90%	61
2022年5月	622	3	625	0	0	0	36	0	36	37	0	37	52	3	55	128	20.48%	62
2022年6月	617	8	625	0	0	0	13	0	13	31	0	31	51	1	52	96	15.36%	59
2022年7月	708	11	719	0	0	0	40	2	42	37	1	38	82	1	83	163	22.67%	85
2022年8月	653	3	656	0	0	0	31	1	32	31	1	32	57	2	59	123	18.75%	68

1,070

2022年9月	613	3	616	0	0	0	68	0	68	28	1	29	30	1	31	128	20.78%	71
2022年10月	614	8	622	0	0	0	21	0	21	26	1	27	64	1	65	113	18.17%	62
2022年11月	585	7	592	0	0	0	24	1	25	31	2	33	46	0	46	104	17.57%	60
2022年12月	610	7	617	0	0	0	42	0	42	32	0	32	50	1	51	125	20.26%	76
2023年1月	555	5	560	0	0	0	51	2	53	19	1	20	29	0	29	102	18.21%	47
2023年2月	470	4	474	0	0	0	12	1	13	27	0	27	44	3	47	87	18.35%	52
2023年3月	548	5	553	0	0	0	13	1	14	36	0	36	55	3	58	108	19.53%	70
2022年度計	7,225	67	7,292	0	0	0	371	8	379	368	8	376	610	19	629	1,384	18.98%	773
3ヵ年累計	20,268	189	20,457	0	0	0	1,270	26	1,296	1,156	37	1,193	1,690	69	1,759	4,248	20.77%	793
	6,177	56	6,233	0	0	0	387	5	392	327	12	339	530	27	557	1,288	20.66%	655
	6,866	66	6,932	0	0	0	512	13	525	461	17	478	550	23	573	1,576	22.74%	950
	7,225	67	7,292	0	0	0	371	8	379	368	8	376	610	19	629	1,384	18.98%	773
	20,268	189	20,457	0	0	0	1,270	26	1,296	1,156	37	1,193	1,690	69	1,759	4,248	20.77%	2,378

## 添付書類6

公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び 第6号)に該当する旨を説明する書類(運営)

住 所: 長崎県長崎市宝町6番8号

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織(法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ)

	総	数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体の 割合
理事		9 人	3 人	27.3 %	0 人	0 %
監事		2 人	3 X	21.3 %	0 人	0 %
社 員		6 人	2 人	33. 3 %		
評議員		人	人	%		

2 役員等の選任方法(規則第30条の35の3第1項第1号ロ) (財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。)

□ すべての評議員を理事会において推薦

## 3 報酬等の支給基準 (規則第30条の35の3第1項第1号二) (該当する項目欄の口にチェックすること。)

☑ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	年額報酬 10 万円 役員会出席時 5 万円と交通費 1 万円
監 事	会計監査時 10 万円 役員会出席時 5 万円と交通費 1 万円
評議員	

## 添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

## 4 経理内容(規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ)

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は 特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	該当無し	無
金銭の貸付け	該当無し	無
資産の譲渡	該当無し	無
給与の支給	該当無し	無
役員等の選任	該当無し	無
その他財産の運用 及び事業の運営	該当無し	無

## 5 遊休財産(規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項)

区分	金額
A 資産の総額	8, 787, 536, 006 円
B 純資産の額	5, 207, 285, 542 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合(B/A×100)	59.3%
D 控除対象財産の帳簿価額 (イからへまでの合計額)	6, 603, 346, 137 円
イ 本来業務の用に供する財産	6, 426, 304, 648 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	122, 200, 646 円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	54, 840, 843 円
ホ 減価償却引当特定預金	円
へ 特定事業準備資金	Н
E 遊休財産額((A-D) × C)	1, 295, 224, 592 円
F 事業費用の額	8, 616, 646, 613 円

#### 添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書(新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。)

# 6 保有財産(規則第30条の35の3第1項第1号チ)

区分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株式	ふくおかフィナンシャルグループ 3千円	無
出資	長崎県医師会 20 千円 全日本病院協会 200 千円	無
社団法人の社員権		有 • 無
組合契約		有 • 無
信 託	世界 SDGS 成長 17,088 千円 ファンドラップ 106,048 千円 パレット 17,320 千円	無
外国の法令に基づく 財産		有 · 無

# 7 法令違反 (規則第30条の35の3第1項第1号リ)

区分	具体的な内容	事実の有無
法令違反		有 • 無
勧告に反する開設、 増床、種別変更		有 · 無
帳簿書類の隠ぺい、 仮装		有 · 無
その他公益に反する事実		有 · 無

### 「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

#### 1 「1 運営組織」

- (1)「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」(書類付表1)の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2)「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、 医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師 以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。)を除く他の同一団体のグループの 人数を記載すること。
- 2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

### 4 「4 経理内容」

- (1)「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。
  - ① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、 社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。
  - イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
  - ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- へ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの。
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。
  - イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
  - ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は 特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に 共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

#### 5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額(貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額)を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、 当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

- ③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄 純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合(その数に小数点以下一位未満の端数がある ときは、これを四捨五入する。)を記載すること。
- ④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の 帳簿価額を記載すること。
- ⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。
- ⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額 を記載すること。
- ⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の 帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)を 記載すること。
- ⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄 イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。
- ⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金に係る支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の合計額を記載すること。

### ⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額(その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を記載すること。

### 6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その 内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

#### 7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種 別の変更が行われた場合
- 二 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

# 理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区分	氏 名	親族等の関係	職業	法人格の有無
			社会医療法人春回会 理事長	有 <del>· 無</del>
理事長	井上 健一郎	<u>本人</u>	社会福祉法人白鳥蘆花の会 理事長	有 <del>無</del>
				有 • 無
			社会医療法人春回会 副理事長	有 <del>無</del>
理事	瀬戸 牧子	理事長の姉	社会医療法人春回会 訪問看護 管理者	有 無
				有 · 無
			山田屋商店㈱ 代表取締役	有 無
			長崎自動車㈱ 取締役	有 無
<u>理事</u>	山田 浩一朗		長崎魚市㈱ 取締役	有 無
			長崎電気軌道(株) 取締役	有 無
			九州商船㈱ 監査役	有 無
			㈱東美 代表取締役社長	有 無
			東美商事㈱ 代表取締役社長	有 無
理事	佐々木 達也		長崎スーパーマーケット協会 会長	有 無
			医療法人志仁会 西脇病院 理事	有——無
			(株九州シージーシー 取締役	有 無
理事	佐藤・聡		社会医療法人春回会 長崎北病院 院長	<u>有</u>
<u>注于</u>	上上方条 书心			<u>有 • 無</u>
理事	瀬戸 信二	理事長の姉婿	社会医療法人春回会在宅支援センター管理者	<u>有</u>
<u>注于</u>	<u>//快/                                    </u>	<u>建争及《为师师</u>		<u>有 • 無</u>
理事	北條 美能留		社会医療法人春回会 出島病院院長	<u>有</u>
<u>Æ</u>	1000 天配田			<u>有 • 無</u>
理事	高橋 淳		社会医療法人春回会春回会クリニック管理者	<u>有</u>
<u>/エザ</u>	<u>1+11lii1 ;1-1.</u>			<u>有 • 無</u>
理事	吉嶺 裕之		社会医療法人春回会 井上病院院長	有 無
<u> </u>	HR MAC			有 • 無
監事	<u>千住 雅博</u>		(特医)雄博会 理事長	有 無
<u>тт 4.</u>	1 hr 3hl4			有 • 無
監事	長 英一郎		東日本税理士法人 社員	有 無
<u> 1117 4.</u>	<u>~ / ^ ^ </u>			有 • 無

### 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」(書類付表1)の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員(以下「社員等」という。) について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2)「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名(理事長等)を記載すること。
- (3)「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者 及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨(例えば、○○の配偶者、△△の使用人等)を記載する こと。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

- イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
- ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4)「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に(例えば当法人○○病院院長、○○会社社長、○○事務所事務員、○○医師会会員等)記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

# 経理等に関する明細表

## 1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
	芳野 七海		浜平寮1号室	2021/4/1	10,000円
			浜平寮2号室		
	富村 涼		浜平寮3号室	2023/4/1	10,000円
	藤本菜々		浜平寮 5 号室	2022/3/30	10,000円
			浜平寮 6 号室		
			浜平寮7号室		
			浜平寮8号室		
			北栄寮 101 号室		
			北栄寮 102 号室		
状況の代片			北栄寮 103 号室		
施設の貸与			北栄寮 104 号室		
			北栄寮 105 号室		
			北栄寮 106 号室		
			北栄寮 201 号室		
			北栄寮 202 号室		
			北栄寮 203 号室		
			北栄寮 204 号室		
			北栄寮 205 号室		
7 0 11					
その他					

## 2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細 R4.3.31 該当なし

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付先の氏名又は名称 貸付金現在高		貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

## 3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細 R5.3.31 該当なし

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

## 4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
井上 健一郎	理事長	S60. 05. 22	常勤	理事長	有
瀬戸 牧子	副理事長兼長崎 北病院副院長	H24. 05. 29	常勤	理事長の姉	有
佐藤 聡	長崎北病院院長	H21. 04. 01	常勤		有
吉嶺 裕之	井上病院院長	Н31. 04. 02	常勤		有
北條 美能留	出島病院院長	H29. 04. 02	常勤		有
高橋 淳	春回会クリニッ ク院長	H29. 04. 02	常勤		有
瀬戸信二	在宅支援センター センター長	H24. 03. 08	常勤	理事長の姉婿	有

## 5 その他

## (1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名 称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
井上 健一郎	長崎市宝町 119	宅地	120. 31 m²	病院
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和4年4月1日	10年	月額 296,000円	理事長	権利金・敷金なし

貸主の氏名又は名 称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
井上 和子	長崎市宝町 136	宅地	476. 78 ㎡ (内 100 分の 45)	病院駐車場
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和4年4月1日	10年	月額 373,000円	理事長の母	権利金・敷金なし
貸主の氏名又は名 称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
井上 嘉子	長崎市宝町 136	宅地	476. 78 ㎡ (内 100 分の 9)	病院駐車場
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和4年4月1日	10 年	月額 75,000円	理事長の叔母	権利金・敷金なし
貸主の氏名又は名 称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
井上 穣	長崎市宝町 136	宅地	476. 78 ㎡ (内 100 分の 36)	病院駐車場
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和4年4月1日	10年	月額 298,000円	理事長の従弟	権利金・敷金なり
貸主の氏名又は名 称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
井上 健一郎	長崎市宝町 117	宅地	419.65 ㎡ (内 3 分の 2)	井上病院
	/# ITT ### 88	賃借料	特殊の関係	備考
借用年月日	借用期間	具旧石	14%1 12451.	VIII- 3

貸主の氏名又は名 称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
井上 和子	長崎市宝町 117	宅地	419.65 ㎡ (内 3 分の 1)	井上病院
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和4年4月1日	10年	月額 346,000円	理事長の母	権利金・敷金なし

## (2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細 該当なし

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

# (3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

# (4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等	特殊の	医療法人	人の明約	細		
の氏名	関係の	法人名	所在地	代表者名	取引 状況	役職等
井上健一郎	理事長	(社)全日本病院協会	東京都千代田区三 崎町 3-7-12	猪口雄二	無	理事
山田浩一郎	理事	山田屋商店㈱		山田浩一郎	無	代表取締役
山田浩一郎	理事	長崎自動車㈱	長崎市新地町 3-17	上田恵三	無	取締役
山田浩一郎	理事	長崎魚市㈱	長崎市京泊 3-3-1	中山 士朗	無	取締役
山田浩一郎	理事	長崎電気軌道㈱	長崎市大橋町 4-5	松本 容治	無	取締役
山田浩一郎	理事	九州商船㈱	長崎市元船町 16- 12	美根 晴幸	無	取締役
佐々木 達也	理事	㈱東美	東京都中央区八丁 堀 2-26-4	佐々木 達也	無	代表取締役 社長
佐々木 達也	理事	東美商事㈱	東京都新宿区新宿 6-24-1	佐々木 達也	無	代表取締役 社長

佐々木 達也	理事	長崎スーパーマー ケット協会		佐々木 達也	無	会長
佐々木 達也	理事	㈱エフエム長崎	長崎市栄町 5-5		無	取締役
佐々木 達也	理事	(株九州シージーシー	福岡市博多区博多駅中央街 1-1	川村 英文	無	取締役
佐々木 達也	理事	(医)志仁会 西 脇病院	長崎市桜木町 3-14	西脇 健三郎	無	理事
千住 雅博	監事	(特医)雄博会	佐世保市宮地町 5- 5	千住 雅博	無	理事長

# (5) その他財産の運用及び事業の運営 該当なし

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具	体	的	な	内	容		

#### 「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

#### 1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- へ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

## 2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
  - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸(無償で使用させている場合を含む。)している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
  - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」 欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況(例えば、社宅として建物を貸与、他の法人(会社)の事務室 等)を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日(例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間)を記載すること。
- 3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○ ○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を 行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

### 4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等(譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。)に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○ ○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を 行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

### 5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員(医療法人の業務に従事している社員等(理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。)のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容(例えば、副院長、内科部長、事務長等)を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係(例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等)について記載すること。

### 6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借(無償で使用している場合を含む。)している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

## 7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

いる場合に、その内容を記載すること。

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等(譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。)から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○ ○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を 行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」
- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、 その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○ ○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を 行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。
- 10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」 申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けて

## 保有する資産の明細表

## 1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業準備資金	その他の財産
流動資産	1, 937, 944, 723 円				1,778,295,949 円
現金及び預金					1,778,295,949 円
事業未収金	1,880,394,306円				
有価証券					
たな卸資産	54, 281, 033 円				
前払費用	673, 553 円				
貸倒引当金	-11, 503, 715 円				
その他の流動資産	14, 099, 546 円				
固定資産	4, 532, 025, 312 円	54, 840, 843 円			484, 429, 179 円
有形固定資産	4, 421, 718, 956 円	54, 840, 843 円			24, 795, 513 円
建物	1,802,645,824円	783, 436 円			
建物付属設備	98, 640, 875 円	13 円			
構築物	53, 788, 266 円	168, 288 円			
医療用器械備品	344, 255, 974 円				
その他の器械備品	45, 107, 927 円	54,909 円			
車両及び船舶	12円				
土地	2, 022, 045, 076 円	53, 834, 197 円			24, 795, 513 円
建物仮勘定	55, 235, 000 円	0 円			
機械装置	2円				
無形固定資産	93, 577, 264 円				
借地権	18, 504, 000 円				
ソフトウエア	72, 929, 477 円				
水道設備利用権	0円				
電話加入権	2,016,027円				
預託金	127, 760 円				
その他の資産	16, 729, 092 円				459, 633, 666 円
有価証券					152, 022, 229 円
長期貸付金					163, 482 円
出資金					1,891,000円
積立金					305, 556, 955 円
仮勘定	113, 300 円				
敷金	16, 625, 600 円				
貸倒引当金	-9,808円				
入会金	0円				
資産合計	① 6, 469, 970, 035 円	② 54,840,843 円	③ 0円	④ 0円	2, 262, 725, 128 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

## 2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名)	合 計	井上病院	長崎北病院	出島病院	春回会 クリニック
流動資産	1, 937, 963, 572 円	791, 855, 057 円	839, 692, 225 円	96, 443, 874 円	103, 636, 542 円
事業未収金	1,880,394,306円	759, 642, 105 円	820, 942, 216 円	93, 519, 566 円	102, 342, 175 円
たな卸資産	54, 281, 033 円	31, 634, 536 円	18, 749, 899 円	2, 732, 938 円	1, 125, 174円
前払費用	673, 553 円	0円	0円	120, 194 円	14, 045 円
貸倒引当金	-11, 503, 715 円		0円	0円	0円
その他の流動資産	14, 118, 395 円	578, 416 円	110円	71, 176 円	155, 148 円
固定資産	4,610,541,722 円	1, 334, 602, 706 円	1,619,414,261 円	318, 665, 779 円	894, 019, 483 円
有形固定資産	4, 500, 348, 666 円	1, 317, 805, 643 円	1,570,372,066円	311, 569, 942 円	889, 518, 296 円
建物	1,802,645,824 円	355, 621, 027 円	681, 300, 625 円	91, 385, 679 円	669, 360, 315 円
建物付属設備	98, 640, 875 円	23, 191, 832 円	44, 566, 357 円	27, 424, 215 円	1, 422, 742 円
構築物	53, 788, 266 円	3, 108, 333 円	50, 622, 251 円	0円	225, 966 円
医療用器械備品	344, 255, 974 円	173, 939, 992 円	115, 737, 948 円	929, 814 円	53, 587, 581 円
その他の器械備品	45, 107, 927 円	19, 498, 818 円	16, 106, 357 円	4, 137, 415 円	1,891,321円
車両及び船舶	12 円	0 円	4円	0円	6円
土地	2, 100, 674, 786 円	687, 210, 639 円	662, 038, 524 円	187, 692, 819 円	163, 030, 365 円
機械装置	2 円	2 円	0円	0 円	0 円
建設仮勘定	55, 235, 000 円	55, 235, 000 円	0円	0 円	0円
無形固定資産	93, 577, 264 円	12, 359, 663 円	46, 857, 515 円	7,047,837 円	4, 407, 067 円
借地権	18, 504, 000 円	0円	504,000 円	0円	0円
ソフトウエア	72, 929, 477 円	11,007,132 円	45, 671, 169 円	7, 029, 997 円	4, 346, 197 円
水道設備利用権	0円	0 円	0円	0円	0円
電話加入権	2,016,027 円	1, 352, 531 円	641, 896 円	9,000円	0 円
預託金	127, 760 円		40, 450 円	8,840円	60,870円
その他の資産	16, 615, 792 円	4, 437, 400 円	2, 184, 680 円	48,000 円	94, 120 円
敷金	16, 625, 600 円	4, 437, 400 円	2, 184, 680 円	48,000円	94, 120 円
貸倒引当金	-9,808円		0円	0円	0円
入会金	0円		0円	0円	0円
資産合計	6, 548, 505, 294 円	2, 126, 457, 763 円	2, 459, 106, 486 円	415, 109, 653 円	997, 656, 025 円

## 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名)	訪問看護ステー	ケアプランセン	ヘルパーステー	有料老人ホーム春	春回会
区分	ションひまわり	ターひまわり	ションめざめ	の家	法人本部
流動資産	30, 931, 457 円	37, 965, 114 円	7, 450, 555 円	27, 642, 104 円	2, 346, 644 円
事業未収金	30, 907, 306 円	37, 962, 233 円	7, 436, 601 円	27, 642, 104 円	0円
たな卸資産	24, 151 円	381 円	13, 954 円	0円	0円
前払費用	0円		0円	0円	539, 314 円
貸倒引当金	0円		0円	0円	-11, 503, 715 円
その他の流動資産	0円	2,500 円	0 円	0円	13, 311, 045 円
固定資産	7, 548, 885 円	1, 318, 478 円	1, 639, 360 円	7, 704, 693 円	425, 628, 077 円
有形固定資産	3, 402, 169 円	168, 667 円	1, 345, 455 円	1, 464, 810 円	404, 701, 618 円
建物	2, 137, 086 円	0 円	854, 891 円	0円	1,986,201 円
建物付属設備	790, 887 円	0 円	490, 563 円	0円	754, 279 円
構築物	0円	0 円	0 円	0円	-168, 284 円
医療用器械備品	0円	0 円	0 円	0円	60, 639 円
その他の器械備品	474, 196 円	168, 667 円	1円	1, 464, 808 円	1, 366, 344 円
車両及び船舶	0円	0 円	0 円	2 円	0 円
土地	0円		0 円	0円	400, 702, 439 円
機械装置	0円	0 円	0円	0円	0円
建設仮勘定	0円	0 円	0円	0円	0円
無形固定資産	399, 316 円	1, 149, 811 円	293, 905 円	125, 883 円	20, 936, 267 円
借地権	0円		0円	0円	18,000,000 円
ソフトウエア	386, 716 円	1, 149, 811 円	293, 905 円	108, 283 円	2, 936, 267 円
水道設備利用権	0円		0円	0円	0円
電話加入権	12,600 円		0円	0円	0円
預託金	0円		0円	17,600円	0円
その他の資産	3,747,400円	0 円	0円	6, 114, 000 円	-9,808円
敷金	3,747,400 円			6, 114, 000 円	0円
貸倒引当金	0円		0円	0円	-9,808円
入会金	0円		0円	0円	0円
資産合計	38, 480, 342 円	39, 283, 592 円	9, 089, 915 円	35, 346, 797 円	427, 974, 721 円

## (記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載(同一施設内において 複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載)するこ と。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。 ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

## 3 保有財産の明細

保有財産(使用目的)	使用予定年月 日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
春回コーポ 土地(女子寮)		S63, 08, 30	24, 944, 197 円	24, 944, 197 円
春回コーポ 木造2階建(女子寮)		S63, 08, 30	28, 423, 450 円	1円
北栄寮 土地(男子寮)		H4, 05, 31	28, 890, 000 円	28, 890, 000 円
北栄寮 平屋建て (男子寮)		H4, 05, 31	51, 722, 625 円	783, 434 円
			円	円
			円	円
合 計	_	_	133, 980, 272 円	① 54,617,632 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

## 4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特 定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	_	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が③と一致すること。

## 5 特定事業準備資金の明細

	-			
ツボ次への日始	特定事業の開始	左記の予定年度	毎会計年度に	特定事業準備資
当該資金の目的	予 定 年 度	に必要な最低額	積み立てる額	金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	_	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任 意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

## 6 土地の明細

住 所	総面積	内、借地の面積	内、自地の面積	用途の区分
長崎市宝町 118 番地	526.09 m²	m²	526.09 m²	井上病院
長崎市宝町 117番地	419.65 m²	419.65 m²	m²	井上病院
長崎市宝町 119 番地	120.31 m²	120.31 m²	m²	井上病院
長崎市宝町 113 番地	425.01 m <sup>2</sup>	m²	$425.01 \text{ m}^2$	春回会ビル(検診)
長崎市宝町 134	69.05 m²	m²	69.05 m²	患者用駐車場
長崎市宝町 135-1,2	68.56 m²	m²	68.56 m²	患者用駐車場
長崎市宝町 136	476.78 m²	429.102 m²	47.678 m²	患者用駐車場
長崎市銭座町 403-1	201.51 m <sup>2</sup>	m²	201.51 m <sup>2</sup>	寮(春回コーポ)
長崎市坂本町 1-162-7	$45.0~\mathrm{m}^2$	m²	45.0 m²	宅地
長崎市北栄町 1466	460.3 m²	m²	460.3 m²	寮(北栄寮)
時津町元村郷棚女 499-5,37,38	683.0 m²	m²	683.0 m²	長崎北病院
時津町元村郷樋ノ平 800-1	9682.16 m <sup>2</sup>	m²	9682.16 m²	長崎北病院
長与町高田郷	$15,584 \text{ m}^2$	m²	$15,584 \text{ m}^2$	Щ
長崎市宝町 99 番地	111.86 m²	m²	111.86 m²	患者用駐車場
長崎市銭座町 333 番地	107.83 m²	m²	107.83 m²	倉庫
長崎市出島町 110 番地	632.10 m²	m²	632.10 m²	出島病院
長崎市目覚町 156 番地	570.60 m²	m²	570.60 m²	春回会クリニック
長崎市宝町 104 番地	270.88 m²	m²	270.88 m²	職員駐車場
長崎市宝町 107 番地	168.00 m²	m²	168.00 m²	職員駐車場
長崎市宝町 114番	67.04 m²	m²	67.04 m²	職員更衣室

## 7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・	用途の区分	用途別面
			借家		積
井上病院	鉄筋コンクリート6階建	$4,\!225~\mathrm{m}^2$	自家	別紙1	m²
井上病院	鉄筋コンクリート8階建	1,892 m²	自家	別紙1	m²
法人事務所、井上管理部	鉄筋コンクリート 7 階建 2,4 階	$227.3~\mathrm{m}^2$	借家	事務所	m²
井上病院(倉庫)	鉄筋コンクリート3階建	51.51 m²	借家	倉庫	m²
長崎北病院	鉄筋コンクリート7階建	$10,592.49 \text{ m}^2$	自家	別紙2	m²
機械室(長崎北病院)	コンクリートプロ亜鉛葺1階	13.0 m²	自家	機械室	m²
春回会クリニック	鉄筋コンクリート6階建4~6階	$2,\!256.35~\mathrm{m}^2$	自家	診療所·倉庫	
訪問看護ひまわり	鉄筋コンクリート4階建の1階	$125.7~\mathrm{m}^2$	借家	訪問看護	m²
寮(春回コーポ)	木造2階建	166.63 m²	自家	寮	m²
寮 (和貴ビル1部屋)	鉄筋コンクリート3階建	$40.00 \text{ m}^2$	借家	寮	m²
寮(ゴールデンリバー1部屋)	鉄筋コンクリート8階建	48.86 m²	借家	寮	m²
寮(北栄寮)	木造平屋建	$308.65~\text{m}^2$	自家	寮	m²
寮(飛鳥ビル 16 部屋)	鉄筋コンクリート5階建	366.88 m²	借家	寮	m²
寮 (秋桜ビル2部屋)	鉄筋コンクリート5階建	54.00 m <sup>2</sup>	借家	寮	m²
井上病院倉庫	木造 2 階建	$117.35~\mathrm{m}^2$	自家	倉庫	m²

保育園 (長崎北病院)	軽量鉄骨造り2階建	301.4 m²	自家	保育園、	$150.7~\mathrm{m}^2$
				事務所	$150.7~\mathrm{m}^{^{2}}$
出島病院	鉄筋コンクリート7階建	2,474.34 m²	自家	別紙3	m²
井上病院(職員休憩室)	木造2階建	102.06 m²	自家	休憩室	m²

# 8 医療用器械備品の明細 明細別紙

品名	規格	数量	単 価	自用・借	用途の区分
				用	

## 「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

- 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定 預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」
  - ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。
    - 「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。
    - イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の 帳簿価額
    - ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額
    - ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額
  - ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。
    - 「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。
    - 二 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の 帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)
  - ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。
    - 「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。
    - ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額
  - ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。
    - 「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。
    - へ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金にかかる支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の額

#### 2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地(借地を含む。)を住所毎に記載すること。
- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。
- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、○○病院、○○診療所、 介護老人保健施設○○、○○介護医療院、医師住宅等)を記載すること。

### 3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1 外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2

階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

#### 4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

## 添付書類7

公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)

申請者名: 社	:会医療法人春回会
---------	-----------

住 所: 長崎県長崎市宝町6番8号

以下のとおり相違ありません。

## 1 経費の額等の明細(規則第30条の35の3第1項第2号イ)

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額(A)	全費用の額(B)	割 合 A/B
井上病院	3, 201, 042, 959 円	3, 201, 336, 301 円	99. 99%
長崎北病院	3, 190, 859, 552 円	3, 220, 209, 972 円	99. 09%
出島病院	530, 838, 982 円	530, 838, 982 円	100.00%
春回会クリニック	792, 808, 715 円	792, 808, 715 円	100.00%
訪問看護ステーションひまわり		149, 999, 499 円	%
ヘルパーステーションめざめ		35, 119, 267 円	%
ケアプランセンターひまわり		56, 587, 552 円	%
住宅型有料老人ホーム春の家		255, 595, 704 円	%
本部	366, 785, 448 円	374, 150, 611 円	98. 03%
合 計	① 8,082,335,656円	② 8,616,646,613円	93. 80%

## (記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費 用の合計額と一致すること。

## 2 収入金額(規則第30条の35の3第1項第2号口)

病院、診療所、介 護老人保健施設及 び介護医療院等名	区分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	2, 733, 630, 781 円	349, 915, 599 円	3, 083, 546, 380 円	34.88%
	労災保険診療	48, 954, 104 円		48, 954, 104 円	0. 55%
	健康診査			0 円	0.00%
	予防接種		7, 646, 573 円	7, 646, 573 円	0.09%
井上病院	助産			0 円	0.00%
	介護事業			0 円	0.00%
	障害福祉事業			0 円	0.00%
	その他	271, 908, 810 円	60, 102, 566 円	332, 011, 376 円	3. 76%
	計	3,054,493,695 円	417, 664, 738 円	3, 472, 158, 433 円	39. 27%
	社会保険診療	2, 990, 391, 783 円	267, 666, 235 円	3, 258, 058, 018 円	36.85%
	労災保険診療	451, 465 円		451, 465 円	0.01%
	健康診査			0円	0.00%
	予防接種		4, 437, 933 円	4, 437, 933 円	0.05%
長崎北病院	助産			0 円	0.00%
	介護事業			0 円	0.00%
	障害福祉事業			0 円	0.00%
	その他	64, 568, 478 円	89, 518, 350 円	154, 086, 828 円	1.74%
	計	3,055,411,726円	361, 622, 518 円	3, 417, 034, 244 円	38.65%
	社会保険診療	540, 743, 907 円	24, 101, 269 円	564, 845, 176 円	6. 39%
	労災保険診療	36, 488 円		36, 488 円	0.00%
	健康診査			0 円	0.00%
	予防接種		751, 742 円	751, 742 円	0.01%
出島病院	助産			0円	0.00%
	介護事業			0 円	0.00%
	障害福祉事業			0 円	0.00%
	その他	1,821,376円	23, 146, 678 円	24, 968, 054 円	0. 28%
	計	542,601,771 円	47, 999, 689 円	590, 601, 460 円	6. 68%
	社会保険診療	37, 559, 020 円	12, 416, 009 円	49, 975, 029 円	0. 57%
	労災保険診療	1,044,207円		1, 044, 207 円	0.01%
	健康診査	628, 013, 116 円	0円	628, 013, 116 円	7. 10%
	予防接種		4, 376, 637 円	4, 376, 637 円	0. 05%
春回会クリニック	助産			0円	0.00%
	介護事業	117, 357, 154 円	13, 830, 084 円	131, 187, 238 円	1. 48%
	障害福祉事業			0円	0.00%
	その他	5, 128, 064 円	32, 324, 403 円	37, 452, 467 円	0. 42%
	計	789, 101, 561 円	62, 947, 133 円	852, 048, 694 円	9. 64%
訪問看護ステーシ	社会保険診療	94, 661, 254 円	3, 662, 896 円	98, 324, 150 円	1. 11%
ョンひまわり	労災保険診療	1, 279, 550 円		1, 279, 550 円	0.01%

	健康診査			0円	0.00%
				0円	0.00%
	助産			0円	0.00%
	介護事業	68, 368, 280 円	5, 202, 510 円	73, 570, 790 円	0. 83%
	障害福祉事業			0円	0.00%
	その他	943, 000 円	4,032,114 円	4, 975, 114 円	0.06%
	計	165, 252, 084 円	12,897,520 円	178, 149, 604 円	2. 02%
	社会保険診療			0円	0.00%
	<b>労災保険診療</b>			0円	0.00%
	健康診査			0円	0.00%
	予防接種			0円	0.00%
ヘルパーステーシ	助産			0円	0.00%
ョンめざめ	介護事業	143, 351, 483 円	21, 461, 262 円	164, 812, 745 円	1.86%
	障害福祉事業	11, 145, 862 円	77, 235 円	11, 223, 097 円	0. 13%
	その他	2, 574, 929 円	28,826 円	2, 603, 755 円	0.03%
	計	157, 072, 274 円	21, 567, 323 円	178, 639, 597 円	2. 02%
	社会保険診療			0円	0.00%
	労災保険診療			0 円	0.00%
	健康診査			0 円	0.00%
<b>たつ</b> つつ、たいわ	予防接種			0 円	0.00%
ケアプランセンタ ーひまわり	助産			0 円	0.00%
ーいまわり	介護事業	46, 980, 955 円		46, 980, 955 円	0.53%
	障害福祉事業			0円	0.00%
	その他	184,000 円	40,000 円	224,000 円	0.00%
	計	47, 164, 955 円	40,000 円	47, 204, 955 円	0.53%
	社会保険診療			0円	0.00%
	労災保険診療			0円	0.00%
	健康診査			0 円	0.00%
住宅型有料老人ホ	予防接種			0 円	0.00%
一ム春の家	助産			0 円	0.00%
五十八分	介護事業			0 円	0.00%
	障害福祉事業			0円	0.00%
	その他	603, 000 円	88, 396, 674 円	88, 999, 674 円	1.01%
	計	603, 000 円	88, 396, 674 円	88, 999, 674 円	1.01%
	社会保険診療			0 円	0.00%
	労災保険診療			0円	0.00%
	健康診査			0円	0.00%
	予防接種			0円	0.00%
本部	助産			0円	0.00%
	介護事業			0円	0.00%
	障害福祉事業			0円	0.00%
	その他		16, 257, 136 円	16, 257, 136 円	0. 18%
	計	0 円	16, 257, 136 円	16, 257, 136 円	0.18%

		社会保険診療	6, 396, 986, 745 円	657, 762, 008 円	3	7, 054, 748, 753 円	79. 79%
		労災保険診療	51, 765, 814 円	0 円	4	51, 765, 814 円	0.59%
		健康診査	628, 013, 116 円	0 円	5	628, 013, 116 円	7. 10%
		予防接種	0 円	17, 212, 885 円	6	17, 212, 885 円	0.19%
合	計	助産	0 円	0 円	7	0 円	0.00%
		介護事業	376, 057, 872 円	40, 493, 856 円	8	416, 551, 728 円	4. 71%
		障害福祉事業	11, 145, 862 円	77, 235 円	9	11, 223, 097 円	0. 13%
		その他	347, 731, 657 円	313,846,747 円	10	661, 578, 404 円	7. 48%
		計	7,811,701,066 円	1, 029, 392, 731 円		8,841,093,797 円	100.00%

#### (記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③~⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。
- 3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬(規則第30条の35の3第1項第2号ロ)

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☑ 同一の基準による
- □ 同一の基準によらない
- 4 健康診査に係る収入の明細(規則第30条の35の3第1項第2号ロ)

健康保険法	383, 037, 619 円	学校保健安全法	円
船員保険法		母子保健法	円
国民健康保険法	12, 186, 564 円	労働安全衛生法	110, 740, 887 円
国家公務員共済組合法	10, 168, 479 円	高齢者の医療の確保に関	36, 488, 840 円
地方公務員等共済組合法	72, 803, 362 円	同断有の医療の確保に関する法律	
私立学校教職員共済法	2, 587, 365 円	9 公体性	
計	480, 783, 389 円	計	147, 229, 727 円
		健康診査に係る収入合計	⑱ 628, 013, 116 円

## (記載上の注意事項)

○ ⑤が18と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細(規則第30条の35の3第1項第2号ロ)

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの		
定期接種	円	麻しん		円
臨時接種	円	風しん		円
		インフルエンザ		17, 212, 885 円
	円	おたふくかぜ		円
計	円	計		17, 212, 885 円
		予防接種に係る収入合計	19	17, 212, 885 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が⑲と一致すること。

6 助産に係る収入の明細(規則第30条の35の3第1項第2号ロ)

	分娩件数		助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産にかかる収入	20	件	21)	円
分娩件数(⑳)×50万円			22	円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が②又は②の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

## 添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細(規則 第30条の35の3第1項第2号ロ)

第二種社会	会福祉事業	社会福祉	:事業以外
居宅サービス事業	401, 177, 413 円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	15, 374, 315 円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	П		П
ビス事業	门		Ħ
計	416, 551, 728 円	計	円
		介護事業に係る収入合計	② 416, 551, 728 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②と一致すること。

## 8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細(規則第3 0条の35の3第1項第2号ロ)

障害者の日常生活及	び社会生活を	児童福祉法				
総合的に支援するための法律		<b>厂里</b> 悔怔 <b>次</b>				
介護給付費	11, 223, 097 円	障害児通所給付費	円			
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円			
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円			
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付 費	円			
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円			
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円			
地域相談支援給付費	円					
特例地域相談支援給付費	円					
計画相談支援給付費	円					
特例計画相談支援給付費	円					
基準該当療養介護医療費	円					
地域生活支援事業	円					
計	11, 223, 097 円	計	円			
		障害福祉事業に係る収入合 計	② 11, 223, 097 円			

### (記載上の注意事項)

○ ⑨が24と一致すること。

## 9 自費患者に対し請求する金額(規則第30条の35の3第1項第2号ハ)

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

☑ 同一の基準による

□ 同一の基準によらない

## 10 経費の額等の明細(規則第30条の35の3第1項第2号二)

病院、診療所、介	医療診療により	患者	のために直接必要な	経費の額	
護老人保健施設及び介護医療院等名	収入する金額 (A)	医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用(投薬 費を含む)	合 計 (B)	割 合 A/B
井上病院	3, 472, 158, 433 円	1, 915, 739, 958 円	1, 285, 596, 353 円	3, 201, 336, 311 円	108. 46%
長崎北病院	3, 417, 034, 244 円	2, 230, 252, 294 円	989, 957, 678 円	3, 220, 209, 972 円	106. 11%
出島病院	590, 601, 460 円	416, 371, 662 円	114, 467, 320 円	530, 838, 982 円	111. 26%

春回会クリニック	852, 048, 694 円	553, 831, 594 円	238, 977, 121 円	792, 808, 715 円	107. 47%
訪問看護ステーシ	178, 149, 604 円	125, 380, 086 円	24, 619, 413 円	149, 999, 499 円	118. 77%
ョンひまわり					
ヘルパーステーシ	178, 639, 597 円	30, 752, 394 円	4, 366, 873 円	35, 119, 267 円	508.67%
ョンめざめ					
ケアプランセンタ	47, 204, 955 円	48, 819, 648 円	7, 767, 904 円	56, 587, 552 円	83.42%
ーひまわり					
住宅型有料老人ホ	88, 999, 674 円	170, 592, 379 円	85,003,325円	255, 595, 704 円	34.82%
ーム春の家					
   本部	16, 257, 136 円	198, 091, 056 円	176, 059, 555 円	374, 150, 611 円	4. 35%
\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>					
合 計	② 8,841,093,797円	5, 689, 831, 071 円	2, 926, 815, 542 円	26 8, 616, 646, 613 円	102.60%

## (記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計物が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計®が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

#### 様式第四号

法人名	社会医療法人春回会
所在地	長崎県長崎市宝町6番8号

※医療法人整理番号		_	般	2	9
-----------	--	---	---	---	---

純 資 産 変 動 計 算 書(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位:千円)

	基金		積立金		評価		<ul><li>換算差</li></ul>	額 等	
	(又は出資金)	代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
令和4年3月31日 残高	0		1, 714, 223	3, 362, 300	5, 076, 523	3, 239		3, 239	5, 079, 762
会計年度中の変動額									
当期純利益				134, 448	134, 448			0	134, 448
会計年度中の変動額合計	0		0	134, 448	134, 448	-6, 924	0	△ 6,924	127, 524
令和5年3月31日 残高	0	0	1, 714, 223	3, 496, 748	5, 210, 971	-3, 685	0	△ 3,685	5, 207, 286

- 1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

法人名 社会医療法人春回会

※医療法人整理番号 般

所在地 長崎県長崎市宝町6番8号

#### 有形固定資産等明細表

	資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額	当期償却額	差 引当期末残高
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	建物	2, 279, 918	684, 526	17, 872	2, 946, 572	1, 143, 143	69, 012	1, 803, 429
	建物付属設備	1, 236, 794	0	5, 120	1, 231, 674	1, 133, 033	16, 599	98, 641
有	構築物	184, 388	0	0	184, 388	130, 431	3, 225	53, 957
形	医療用器械備品	1,601,307	166, 806	0	1, 768, 113	1, 423, 857	139, 239	344, 256
固定	その他の器械備品	486, 428	13, 802	0	500, 230	455, 067	24, 059	45, 163
資	車両及び船舶	30, 707	0	0	30, 707	30, 707	379	0
産	土地	2, 205, 140	104, 466	208, 931	2, 100, 675	0	0	2, 100, 675
	建設仮勘定	5, 500	50, 848	1, 000	55, 348	0	0	55, 348
	計	8, 030, 182	1, 020, 448	232, 923	8, 817, 707	4, 316, 238	252, 513	4, 501, 469
無	借地権	18, 504	0	0	18, 504	0	0	18, 504
形	ソフトウェア	417, 031	59, 005	60, 194	415, 841	342, 912	34, 801	72, 929
固定	水道施設利用権	19, 343	0	0	19, 343	19, 343	443	0
資	その他の無形固定資産	63, 299	0	0	63, 299	61, 283	0	2,016
産	計	518, 177	59, 005	60, 194	516, 987	423, 538	35, 244	93, 450
	有価証券	127, 000	40, 141	18, 166	148, 975	-3, 047	0	152, 022
	長期貸付金	2, 016	0	1, 852	163	0	0	163
その	積立金	286, 126	19, 431	0	305, 557	0	0	305, 557
他	敷金	68, 937	2, 921	55, 232	16, 626	0	0	16, 626
の次	入会金	2, 500	0	0	2, 500	2, 500	500	0
頁産	貸倒引当金	-11	11	10	-10	0	0	-10
	その他の固定資産	17, 137	0	24	17, 113	15, 095	0	2, 019
	計	503, 705	62, 503	75, 284	490, 924	14, 547	500	476, 377

- 1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の 1 %を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)
- 5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差 額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
- 6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度にお けるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合に は、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することが できる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

法人名 社会医療法人春回会

所在地 長崎県長崎市宝町6番8号

※医療法人整理番号		_	般	2	9	
-----------	--	---	---	---	---	--

引 鱼 朗 細 表

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (そ の 他)	当期末残高
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
貸倒引当金(流動資産)	9, 469	2, 034			11, 504
貸倒引当金(固定資産)	11			1	10
賞与引当金	228, 824	257, 032	228, 824		257, 032
退職給付引当金	158, 267	36, 185	35, 767		158, 685

- 1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
- 2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- 3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

### 様式第七号

法人名	社会医療法人春回会
<u>所在地</u>	長崎県長崎市宝町6番8号

※医療法人整理番号		_	般	2	9	
-----------	--	---	---	---	---	--

借入金等明細表

区 分	前期末残高(千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1, 300, 000	1, 306, 000	0. 20837	_
1年以内に返済予定の 長期借入金	217, 440	199, 380	1. 11194	_
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	810, 290	1, 189, 950	0. 98152	2044/9/1
その他の有利子負債				
合 計	2, 327, 730	2, 695, 330	_	_

### ※ 長期借入金の返済予定額

2年内 172,440千円、3年内 191,694千円、4年内 82,416千円、5年内 33,696千円

- 1. 短期借入金、長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。) 及び金利の負担を伴うその他の負債(以下「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- 2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 5. 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) 及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後 5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

#### 様式第八号

法人名	社会医療法人春回会
所在地	長崎県長崎市宝町6番8号

	_	_	_	_	_
※医療法人整理番号		_	般	2	9

有 価 証 券 明 細 表

## 【債券】

<del></del> 銘	柄	券 面 総 額 貸借対照表価額
野口	173	(千円) (千円)
計		

#### 【その他】

【その個】		OS DE LE PER LE FRANCE
種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額
		(千円)
世界SDGS 成長	14, 530, 216	17, 088
ファンドラッププレミアム やや安定運用スタイル		57, 865
ファンドラッププレミアム バランス運用スタイル		29, 343
ファンドラッププレミアム 安定運用スタイル		18, 840
<パレット用>野村PIMCO・世界インカム戦略A	11, 484, 685	11, 345
<パレット用>みずほUSハイイールドオープン 年 1回・Hなし	1, 608, 539	2, 904
<パレット用>アライアンス・バーンスタイン・米国成長株 投信 B	2, 270, 957	9, 998
<パレット用>スパークス・新・国際優良日本株ファンド	1, 082, 629	4, 418
長崎県医師信用組合	20	20
全日本病院協会		200
ふくおかフィナンシャルグループ	1	3
計	30, 977, 047	152, 022

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

法人名 社会医療法人春回会

※医療法人整理番号

- 般 2 9

所在地 長崎市宝町6番8号

#### 事業費用明細表

(単位:千円)

	本 来	業務事業	費用	附带業務	収益業務	合 計
区分	事業費	本 部 費	計	事業費用	事業費用	Ц П
材料費	1, 192, 286	32	1, 192, 318	4, 262	0	1, 196, 580
給与費	4, 473, 239	895, 205	5, 368, 444	321, 387	0	5, 689, 831
委託費	390, 133	37, 528	427, 661	45, 874	0	473, 535
経費	433, 964	79, 263	513, 227	39, 331	23	552, 581
売上原価	0		0			C
その他の事業費用	609, 342	24, 523	633, 864	62, 692	7, 563	704, 120
計	7, 098, 963	1, 036, 551	8, 135, 514	473, 546	7, 586	8, 616, 647

- 1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務の うち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品(又は製品)期首たな卸高、当期商品仕入高(又は当期製品製造原価)、商品(又は製品)期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
- 3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

法人名 社会医療法人春回会

所在地 長崎県長崎市宝町6番8号

※医療法人整理番号 一般 2 9

事 業 費 用 明 細 表 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

			(単位:千円)
科	目	金	額
I 材料費			
医薬品費		588, 533, 549	
診療材料費		485, 104, 603	
医療消耗品費		8, 992, 621	
給食用材料費		113, 948, 900	1, 196, 579, 6
Ⅱ 給与費			
常勤給与		3, 807, 032, 268	
非常勤給与		382, 677, 535	
賞与		718, 881, 000	
退職給付費用		106, 850, 560	
法定福利費		674, 389, 708	5, 689, 831, 0
Ⅲ 委託費			
検査委託費		202, 569, 868	
寝具委託費		18, 061, 487	
清掃委託費		45, 782, 743	
保守委託費		23, 067, 629	
廃棄物処理委託費		25, 142, 549	
派遣委託費		67, 467, 741	
その他の委託費		91, 442, 765	473, 534, 7
IV 経費		01, 112, 100	1.0,001,1
減価償却費		289, 388, 948	
機器賃借料		30, 220, 665	
地代家賃		158, 456, 774	
修繕費		24, 945, 634	
<sub>吃悟員</sub> 固定資産税等		39, 616, 948	
機器保守料		108, 449, 355	
機器設備保険料			
		2, 542, 240 27, 999, 995	
車両関係費		4, 742, 053	
研究費			
研修費		17, 757, 408	
福利厚生費		41, 519, 849	
旅費交通費		13, 523, 867	
職員被服費		44, 790, 878	
通信費		40, 438, 824	
広告宣伝費		6, 797, 655	
消耗品費		75, 392, 958	
消耗備品費		18, 530, 249	
会議費		367, 925	
水道光熱費		182, 835, 064	
保険料		9, 111, 556	

支払手数料					11, 008, 208	
交際費					4, 004, 459	
諸会費					6, 134, 184	
租税公課					33, 594, 880	
医業貸倒損失					167, 810	
寄附金					14, 404, 220	
雑費					49, 958, 481	1, 256, 701, 087
事	業	費	用	計		8, 616, 646, 613

- 1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務の うち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2. IからVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- 3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

- 2 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 投資有価証券
    - ・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

②たな卸資産

最終仕入原価法

- 3 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 2 年~39 年

建物付属設備 2 年~18 年

構築物 2 年~51 年

医療用器械備品 2 年~ 10 年

その他の器械備品 2 年~15 年

車両運搬具 2 年~ 6 年

## ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によって おります。

ただし、ソフトウェア (法人内使用分) については、法人内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法によっております。

#### 4 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、法人税法(昭和 40 年 法律第 34 号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ② 退職給付引当金

退職給付引当金の計上基準について「役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事 業年度末おいて発生していると認められる額を計上している。なお、当医療法人は、前々 会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

## 補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計 上しております。なお、これらの補助金等について、圧縮記帳は行っておりません。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

資産及び負債のうち、収益業務に係るもの

該当なし

## 9 担保に供されている資産に関する事項

## 担保に供している資産及び対応する負債

【担保に供している資産】(簿価にて算出)

科目	金額(千円)
建物	964, 473
土地	1, 181, 833
計	2, 146, 305

## 【担保に係る債務】

科目	金額(千円)
短期借入金	1, 306, 000
長期借入金	1, 389, 330
(1 年以内返済予定を含む)	(199, 380)
計	2, 695, 330

## 10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

## (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総 資 産 額 (千円)	事業の内容	関係事 業者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期 末 残高 ( 千 円)
役員が代 表をつと める法人	社会福 祉法人 直 中 花の会	長崎市	412, 676	特別養 護老人 ホーム	役員の 兼任	土地の 売却	土地の売却 104,465 固定資産売却 損47,465	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は時価を勘案して決定しております。

## (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			との関係		(千円)		(千円)
役員	井上健一郎	医師	理事長	債務被保証	299, 040	_	_
役員	瀬戸牧子	医師	副理事長	債務被保証	299, 040	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、独立行政法人 福祉医療機構借入に対して理事長 井上健一郎と副理事長 瀬 戸牧子より債務保証を受けております。

- 11 重要な偶発債務に関する事項 該当なし
- 12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

- 13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
  - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,178,811 千円
  - (2)補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表への影響額

(単位:千円)

内訳	交付者	損益計算書	貸借対照表
		影響額	影響額
医療体制緊急整備事業 病床確保	長崎県	211, 066	_
医療体制緊急整備事業 スクリーニング検査	長崎県	13, 307	_
個別接種推進支援事業	長崎県	10, 889	_
両立支援事業	厚生労働省	13, 068	_
クラスター重点医療機関補助事業	長崎県	64, 113	_
感染症医療体制緊急整備事業	長崎県	14, 644	_

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

社会医療法人春回会理事会 御中

監査法人 長 隆 事 務 所 東京都 新宿区 代 表 社 員 公認会計士 **大** 業 務 執 行 社 員

## 監查意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人春回会の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの 2022 年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候が あるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計 基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正 又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められ た医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

社会医療法人春回会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上